

## 救護活動用車両（計5台）の売却にかかる仕様書

### 1 売却車両および数量

- (1) 救急車 1台
- (2) ハイエース 1台
- (3) エスティマハイブリッド 1台
- (4) Dr. カー（ハイエース） 1台
- (5) ランドクルーザープラド 1台

### 2 車両詳細

別紙「車両仕様詳細」のとおり

### 3 引渡場所

- (1) 日本赤十字社神奈川県支部（横浜市中区山下町70-7）※以下、支部
- (2) 日本赤十字社神奈川県支部災害備蓄倉庫（横浜市中区新山下3-2-3）  
※以下、倉庫

### 4 引渡期間

契約金額等の振込を当支部が確認後、速やかに引取ること。

なお、具体的な引渡日時は、土・日・祝日を除く日の午前9時30分から12時または午後1時から4時までの間で、買受者と支部担当者で調整の上決定するものとする。

### 5 引渡事項

- (1) 車両には、経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ、錆等があることに留意すること。
- (2) 車両は現状有姿での引渡しとなるため、買受者は必要に応じて支部や倉庫に出向き、支部担当者立会いのもと、車両の状態について現車を確認すること。なお、現車確認日時は支部担当者と調整すること。（※希望に添えない日があること。）  
また、車両の状態を確認しなくても入札（見積合わせ）に参加できるが、その場合は車両の状態について承諾したものとみなし、入札後の異議不服申し立ては一切認めないこと。
- (3) 引渡した車両は、いかなる理由があっても返品・交換はできない。
- (4) 支部は売却車両について契約不適合責任および瑕疵担保責任を負わない。また、引渡し後に売却車両が契約の目的に適合しないものであることを発見した場合および隠れた瑕疵を発見した場合でも支部は一切の責任を負わない。
- (5) 引渡し後の車両の運搬は、買受者が手配するものとし、運搬費、再登録申請費用等、必要とされる費用は、買受者の負担とする。

- (6) 引渡し後の車両の保管は、買受者の責任のもとで行い、路上等に放置しないこと。  
また、支部が求めた場合、保管場所の所在地、管理者等を明らかにする書面を提出すること。
- (7) 車両の文字・赤十字マーク等のデザインは、車両引渡し後速やかに買受者が削除すること。  
文字が識別できる跡が残った場合は、その跡についても塗りつぶし等により削除すること。  
削除後は、証明として車両の前方、左右、後方の写真を支部担当者へ提出すること。

- (8) 支部は、本件契約金および預託済みリサイクル料金の振込確認後、売却車両のほか、同車の鍵、車検証、委任状、譲渡証明書、リサイクル証明書を買受者へ引渡すものとする。
- (9) 買受者は、車両引渡し時に受領書を支部担当者へ提出すること。

## 6 契約金額等の支払

買受者は、売買契約の締結後から 10 日以内に契約金額を支払うこと。

※当支部指定の金融機関に契約金額等を一括振り込みすること。

※振込手数料は買受者が負担すること。

## 7 リサイクル料金

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金については別紙「車両仕様詳細」のとおり預託済みとなっており、預託済みのリサイクル料金は、契約後、契約金額とは別に買受者が支払うものとし、本契約金額には含まないものとする。

## 8 自動車諸税の手続等について

本契約に伴い発生する諸税については、買受者の責任・負担において適切に手続等対応すること。

## 9 引取車両の報告

買受者は、以下いずれかにより支部に報告すること。

### (1) 解体処分する場合

車両引渡し後 60 日以内に、抹消登録のわかる書類、解体処分報告書（任意様式）、解体状況が確認できる写真を支部に提出

### (2) 解体しない場合（再利用）

車両引渡し後 30 日以内に、一時抹消登録のわかる書類、車両の文字・赤十字マーク等の消去を確認できる写真を支部に提出

※なお、(1)、(2) いずれにおいても抹消の登録等手続にかかる諸経費は、買受者が負担するものとする。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、支部と買受者において別途協議を行った上、決定するものとする。

## 11 問合せ先

日本赤十字社神奈川県支部 総務企画部 会計課 佐々木

電 話 045-681-2126 / FAX 045-211-0420

メール [kanagawa-kaikei@kanagawa.jrc.or.jp](mailto:kanagawa-kaikei@kanagawa.jrc.or.jp)